

公益社団法人自動車技術会学生自動車研究会規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）定款第5条第4号の事業を推進する組織である学生自動車研究会（以下、「学自研」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 学生が中心となり、自動車技術にかかわる事業を企画・運営し、学生が自動車技術への関心を抱き、理解を深める機会を提供することにより、次代を担う技術者育成に貢献する。

(定義)

第3条 この規則において、学生とは次の号のいずれかに該当する者をいう。なお、企業に籍を置く大学院生は除く。

- (1) 大学及び大学院の学生及び院生
- (2) 高等専門学校 학생
- (3) 上記(1)又は(2)と同等以上と認められる教育機関の学生

(設置)

第4条 学自研は、支部理事会の承認のもと、各支部に設置することができる。

(名称)

第5条 各支部に設置された学自研の名称は、学自研の前に支部名を冠する。

(事業)

第6条 学自研は、学生を対象として次の事業を行う。

- (1) 学生が自動車技術への関心示し、理解を深める事業
- (2) 学生自身が研究した成果を発表する事業
- (3) 自動車工学・技術を学ぶ機会を提供する事業
- (4) 本会が学生を対象として実施する事業への参画を促進する事業

(学自研)

第7条 学自研を設置した支部長は、学自研を運営するため、学生会員の中から学自研委員長及び学自研委員を選定し、委嘱する。

2 学自研委員長及び学自研委員の任期は1年とする。ただし、重任を妨げない。

3 支部長は、学自研活動を支援するため、学自研担当の支部理事をおく。支部理事のほか、学自研参与等をおくことができる。

第8条 学自研は次の事項を行う。

- (1) 第6条に掲げる事業の企画及び運営
- (2) 事業計画及び予算の策定
- (3) 学生対象事業に関する支部長からの諮問に対する審議
- (4) 学生対象事業への積極的な協力

第9条 学自研は、学自研委員長が招集する。

2 学自研を開催した場合は、議事録を作成し、支部理事に報告する。

(費用)

第10条 学自研の費用は、支部活動費、支部特別活動費及び参加登録費等より賄う。

(事業の責任者)

第11条 事業を実施する場合は、学自研委員長は実施計画を作成し、支部理事が支部長へ申請し、承認を得なければならない。

2 実施責任者は学自研参与等又は支部長が正会員の中から任命する。

(事業への参加対象者)

第12条 学自研が事業を実施する場合、事業への参加対象者は原則として第3条により構成する者とする。

2 参加費を徴収する場合、学生会員とそれ以外の者の参加費に差を設けることができる。

(事業運営)

第13条 事業を実施する際は、公益社団法人自動車技術会催事運営規則に定めた運営を行なわなければならない。

(事故等の通報・報告)

第14条 学自研事業において、事故等が発生した場合又は法令等に違反した場合は、関連する公的機関への通報、負傷・疾病した者が発生した場合はその緊急連絡先への連絡、支部事務局等への連絡を速やかに行うとともに、報告書を支部長に提出する。

(報告)

第15条 学自研事業を実施した場合は、学自研委員長は、事業終了後速やかに事業報告書を作成し、支部理事から支部長へ提出する。

(学自研功労賞)

第16条 支部長の推薦により学自研の活動に功労のあった者には、学自研功労賞を自動車技術会会長名で授与する。

2 学自研功労賞の選考は支部学自研毎に行い、毎年原則として2名以内とする。

3 受賞者の決定は、学生活動企画委員会の議を経て、教育会議議長の承認によって決定する。

4 学自研功労賞は、賞状及び記念品とする。

(処理基準)

第17条 この規則の運用に必要な細則に付いては、運営企画会議において処理基準を定め、これによる。

(改廃)

第18条 この規則の改廃については、教育会議において審議し、理事会の議決を得なければならない。

附則

1 この規則は、2011年10月13日から施行する。

2 社団法人自動車技術会学生自動車研究会規則(昭和63年1月1日施行)は、廃止する。

3 第16条2項及び3項の一部変更は2016年7月15日から施行する。(第2回理事会議決 2016年7月15日)